

(記載第6-8号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和2年9月4日

宮若市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づく多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			福井	無	令和2年度～令和6年度	福井集落
	○			安河内	無	令和2年度～令和6年度	安河内集落
	○			山の口	無	令和2年度～令和6年度	山の口集落
	○			西岩倉・芳ヶ谷	無	令和2年度～令和6年度	西岩倉・芳ヶ谷集落
	○			中畑	無	令和2年度～令和6年度	中畑集落
	○			五郎ヶ畑	無	令和2年度～令和6年度	五郎ヶ畑集落
	○			小谷	無	令和2年度～令和6年度	小谷集落
	○			縁山	無	令和2年度～令和6年度	縁山集落